

対象行為と必要図書

景観協議対象行為	必要図書 A：2部提出 (2部のうち1部は景観法の届出に使用します)												
① 地盤面からの高さが10mを超える建築物 ② 延べ面積が1000㎡を超える建築物 ③ 地盤面からの高さが10mを超える準用工作物(※1) →①～③の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更(※1) ④ 景観推進地区内で地区方針及び地区基準で定める行為 ⑤ 市が工事費の一部又は全部を助成する建築行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図(彩色されたもの)2面以上 ・敷地及び周辺の状況を示す写真 												
⑥ 面積が1ha以上の開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・平面図 ・設計図又は施行方法を示す図面 ・敷地及び周辺の状況を示す写真 												
<p>■上記行為のうち、景観審議会の意見を聴く行為は次のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤面からの高さが下表に定める高さを超える建築物及び準用工作物の行為(※2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準工業地域(準防火地域に限る)</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域、商業地域、工業専用地域</td> <td>31m</td> </tr> </tbody> </table>		行為	高さ	⑦ 地盤面からの高さが下表に定める高さを超える建築物及び準用工作物の行為(※2)		第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域	10m	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準工業地域(準防火地域に限る)	15m	準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域	20m	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域	31m
行為	高さ												
⑦ 地盤面からの高さが下表に定める高さを超える建築物及び準用工作物の行為(※2)													
第1種・第2種低層住居専用地域、市街化調整区域	10m												
第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準工業地域(準防火地域に限る)	15m												
準工業地域(準防火地域を除く)、工業地域	20m												
近隣商業地域、商業地域、工業専用地域	31m												
<p>■景観審議会の意見を聴く行為に必要な図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観協議書(第7号様式) ・計画概要書(第14号様式) ・景観チェックシート(基本指針)(色彩計画) ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・立面図(彩色されたもの)2面以上 ・敷地及び周辺の状況を示す写真 ・断面図 ・外構図(緑化図) ・景観シミュレーション図(周辺の街並みを含みます) 													
<p>※1 色彩の変更には、塗装工事全てが該当 ※2 準用工作物とは、建築基準法施行令第138条第1項第1号から第4号まで、第2項及び第3項に規定する工作物</p>													
景観法の届出	必要図書 B：1部提出 (その他の図書は必要図書 Aの1部を使用します)												
・景観協議対象行為全ての行為	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内行為届出書(第13号様式) ・景観協議終了通知書の写し 												

一般的な手続きの流れ

